



庁舎位置条例、最終日も継続審査を可決 市民投票条例を早期策定し、庁舎問題での住民投票はできないか

12月22日議会最終日、市庁舎特別委員会に続き市役所位置設定条例の一部を改正する条例を再度継続としました。しかし、賛成・反対が9対9の同数となり、最後は議長による裁定となり、継続審査としました。共産党議員団清水議員と創政クラブ3人が継続審査反対の討論を行い、政策研究会マイバラ吉田議員は賛成討論を行いました。最終日の詳細は次号とします。今回は7日に行われた藤田議員の一般質問の概要を掲載します。

庁舎問題で住民投票する考えは

問 自治基本条例から9年が経過しているが市民投票条例は。

答 地方自治法74条で住民投票は出来るため、条例制定に至っていません。

問 「推進委員会」の議論の状況は。

答 常設型について、要件等を議論していただいている。

問 庁舎問題で住民投票をやる考えはないか。

答 庁舎位置は特別多数議決であり、議会で議論をすべきで、住民投票は考えていません。

問 市長の選挙公約で「みんなで決める、市民投票条例をつくる」としているが。

答 庁舎位置条例は、住民投票になじまないと考えています。

問 年度内に条例を制定されるつもりはないか。

答 推進委員会の意見書を整理して常設型の市民投票条例を、来年度には議会に提案したいと考えている。

問 公的責任を後退させる介護「総合事業」要支援者にかかるサービスは国基準の

一律サービスから市基準の事業になるが、すでに要支援認定を受けている人のサービス単価や内容は。

答 経過措置があり、みなし制度を活用し、現行サービスを利用することになります。

問 基準を緩和したサービスは。

答 切り替え時は、現行サービスを引き継ぎます。以後は緩和したサービスに移行します。

問 住民主体の支援事業は。

答 「地域お茶の間創造事業」やシルバー人材センターを想定しています。

問 基本チェックリストによる判定で、医師意見書や介護認定等もなく、十分な対応が可能なのか

答 米原市では、地域包括支援センター職員がチェックリストを行うこととしており、リスクは低いと考えています。

問 本年は介護報酬が引き下げられた。更に「総合事業」で報酬が引き下げられるが、経営が成り立たなくなる事業所は。

答 事業所は支援者事業だけでなく他の事業もやっている。総合的な判断が必要。

問 今の状況では、来年4月からの移行は困難ではないか。

答 予定どおり移行したい。
12月議会を終わって

庁舎問題は再度継続審査となりました。いろいろ議論を尽くしてきましたので、これ以上何をというのが実感です。また一議席の重みを感じました。本議会で団体からの請願に採択で、採択には賛成し、同趣旨の意見書に反対する議員がいました。議員の賛成反対の意思表示は大きな責任があります。しっかりと責任を感じてほしいです。※次週はお休み。次号を新年号とします。

議員名	会派	米原市役所位置設定条例の一部改正案の継続審査
太田幸代	共産党米原市議団	休
清水隆徳	共産党米原市議団	×
藤田正雄	共産党米原市議団	×
今中力松	政策研究会マイバラ	○
澤井明美	政策研究会マイバラ	○
中川雅史	政策研究会マイバラ	○
堀江一三	政策研究会マイバラ	○
山本克己	政策研究会マイバラ	○
吉田周一郎	政策研究会マイバラ	○
音居友三	創政クラブ	×
北村喜代隆	創政クラブ	×
中川松雄	創政クラブ	×
前川明	創政クラブ	×
松崎淳	創政クラブ	×
松宮信幸	創政クラブ	×
的場收治	創政クラブ	×
北村喜代信	清風クラブ	議長裁定(○)
滝本善之	清風クラブ	○
鏑田明	清風クラブ	○
竹中健一	無会派	○
採決結果		可決